

# 東武会NEWS

東武会NEWS  
No.2206  
平成22年6月発行

今月のトピック

## 改正貸金業法、完全施行へ

貸金業法が改正され、平成22年6月18日から完全施行されます。  
今回施行される主な改正点は以下の通りです。

- **借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れが出来なくなります。**  
銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などの「貸金業者」以外からの借入れは対象外です。
- **借入れの際に「年収を証明する書類」が必要となります（原則）。**  
源泉徴収票、給与支払明細書、確定申告書などが必要となります。
- **上限金利が29.2%から、15～20%に引き下げられます。**  
上限金利を超える金利で貸付を行った場合、超過部分は民事上無効となり、行政処分・刑事罰の対象となります。
- **貸金業者に対する規制が強化されます。**  
参入条件の厳格化、営業所ごとに国家資格者の配置義務付けなどの規制強化が行われます。

## 困りごと無料相談会

行政書士東武会では困りごと無料相談会を開催しております。  
日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

### 公共施設相談会 開催日程 (ご予約不要)

6月23日(水) 9:00～16:30  
朝霞市産業文化センター

7月14日(水) 9:00～17:00  
志木市民会館

8月4日(水) 9:00～17:00  
富士見市民文化会館

今月のトピック

## 高齢運転者等専用駐車区間制度 スタート!

本年4月19日より、「高齢運転者等専用駐車区間制度」がスタートしています。  
これは「高齢者」「身体の不自由な方」「妊娠している方」などのための専用駐車区間です。  
標識で表示された専用区間に対象となる方以外の方が駐車した場合、駐車違反となり、他の場所より高い反則金・放置違反金が課されます。

<利用するには>

本人の申請によって交付される「専用場所駐車標章」の掲示が必要です。

<標章の交付申請>

最寄りの警察署に下記書類を用意して申請します。

- ・ 標章申請書
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車検査証
- ・ 妊娠中等の場合は母子健康手帳等



### 事務所相談会 開催日程

～毎月第4土曜日～  
(予約制・1日8組まで)  
ご予約はTEL/FAX、メールにて

6月26日(土) 9:00～18:00  
東武会事務所

7月24日(土) 9:00～18:00  
東武会事務所

8月28日(土) 9:00～18:00  
東武会事務所

### 資金繰り 無料相談会

「東武会資金繰りサポート」では、中小企業経営者様の資金繰り相談に応じております。  
資金繰り無料相談会は上記事務所相談会と同日・当会事務所にて行っております。  
ご予約はTEL・FAX・メールにて

## 今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



共同ビル内の1Fで美容室を経営しています。最近床の下から異臭がするようになり困っています。オーナーさんに連絡した所「多分下水だと思うから蓋を取り替えておく」とのことでしたが、私は最近越してきた上階の飲食店が生ごみ類を下水に流しているのではないかと考えています。どうすれば良いでしょうか？



相隣関係でも、見えない所から発生するトラブルは当事者が疑心暗鬼になりがちです。別の話ですが以前「隣地の浄化槽が壊れて自分の土地に汚水が流れ込んでいる」という話がありましたが、実際に土地を開けてみた所、その浄化槽はご自身の浄化槽であり、長年に渡って隣地に浄化槽を埋設していた、というケースもありました。

ご相談のケースですが、まずは想定される当事者及び下水工事の業者さんが一同に会して「原因の特定」をすることが大切だと思います。原因が特定出来なければいくら蓋をしても再度「異臭」が発生する事も考えられますし、工事・修繕が必要な場合、誰の負担で行うかの問題も生じます。当事者が一緒に問題点を捜すことによって今後の工事スケジュールがスムーズに進む可能性が高まります。

相隣関係は一つ間違えると元々のトラブルよりも大きくなってしまいうこともあり得ます。見えない所の原因究明は当事者全員参加（監視）の中で進めるのが得策と思います。

## なるほど！ 行政書士

「全国の住民票1枚から」

安定した中小企業の資金繰りには普段からのサポートが必要です、東武会資金繰りサポートでは元金融機関職員で行政書士・FP・宅地建物取引主任者が「中小企業資金繰り無料相談会」を毎月開催しています。

# 行政書士 東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28 電話 048(487)2014  
ご案内 (内藤行政書士事務所内) ファックス 048(299)3240  
ホームページ: http://www.toubukai.net メール: info@toubukai.net

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。